

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 3 年度
計画主体	九十九里町

# 九十九里町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 九十九里町産業振興課  
所在地 千葉県山武郡九十九里町片貝 4 0 9 9 番地  
電話番号 0 4 7 5 - 7 0 - 3 1 7 1  
F A X 番号 0 4 7 5 - 7 6 - 7 9 3 4  
メールアドレス nousei@town.kujukuri.chiba.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、アライグマ、ハクビシン、タヌキ、キョン、カラス等鳥類
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	九十九里町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和2年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	—	—千円	—a
アライグマ	豆類・野菜	31千円	17a
ハクビシン	豆類・野菜	24千円	13a
タヌキ	—	—千円	—a
キョン	—	—千円	—a
カラス等鳥類	豆類・野菜類、水稻	1,869千円	450a

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ 現時点においては、町内で目撃情報等がないが、近隣の市においてはイノシシ被害が発生しており、今後、農作物への被害が予想される。</p> <p>○アライグマ・ハクビシン 野菜類、豆類が年間を通じて被害を受けており、被害区域は町内全域に及ぶ。また、家屋等への侵入による生活被害も町内全域で確認されている。</p> <p>○タヌキ 現時点においては、年間を通して計上するまでの農作物等の被害は発生していないが、被害が増加傾向にある。</p> <p>○キョン 現時点においては、町内で目撃情報等がないが、近隣の市においては食害が確認されており、今後、農作物への被害が予想される。</p> <p>○カラス等鳥類 豆類、野菜類、水稻の定植期や播種期である5月頃から、収穫期である9月頃にかけて被害を受けおり、被害区域は町内全域に及ぶ。</p>
---

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
イノシシ	－千円	－a	0千円	0a
アライグマ	31千円	17a	19千円	10a
ハクビシン	24千円	13a	14千円	8a
タヌキ	－千円	－a	0千円	0a
キョン	－千円	－a	0千円	0a
カラス等鳥類	1,869千円	450a	1,121千円	270a
合計被害金額	1,924千円	480a	1,154千円	288a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	東金地区猟友会との業務委託契約により町が策定した実施計画に基づき、捕獲従事者が銃器による捕獲を行った。	被害が拡大している一方で従事者の高齢化等から従事者の確保が難しく、十分な捕獲体制が取れない状況である。
防護柵の設置等に関する取組	－	－

(5) 今後の取組方針

従来講じてきた被害防止対策に加え、効果的な捕獲を実施できるような体制を整備していく。 アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき捕獲を行う。
---

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

当面は、現在の体制（東金地区猟友会への捕獲委託）により捕獲を実施する。
-------------------------------------

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	イノシシ アライグマ ハクビシン キョン タヌキ カラス等鳥類	地元等と連携し、農産物の生育状況及び被害状況を把握したうえで猟銃による捕獲及び箱わな等の設置を行い、安全で効果的な捕獲を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績や被害地域の状況を踏まえて捕獲計画を策定する。また、イノシシ・キョンについては、痕跡の発見や個体の目撃があり次第、捕獲数等を検討する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	—	—	—
アライグマ	300	300	300
ハクビシン	100	100	100
タヌキ	100	100	100
キョン	—	—	—
カラス等鳥類	140羽	140羽	140羽

捕獲等の取組内容
東金地区猟友会との捕獲委託により、被害の多い地域にて重点的に捕獲を実施。アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき、年度を通して箱わな等による捕獲を引き続き行い、ハクビシン、タヌキにおいても、アライグマと同様、年度を通して町内全域で箱わな等による捕獲を実施する。 イノシシ・キョンについては、痕跡の発見や個体の目撃があり次第、捕獲方法を検討する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ	被害報告された場合に検討する。	被害報告された場合に検討する。	被害報告された場合に検討する。

(2) その他被害防止に関する取組

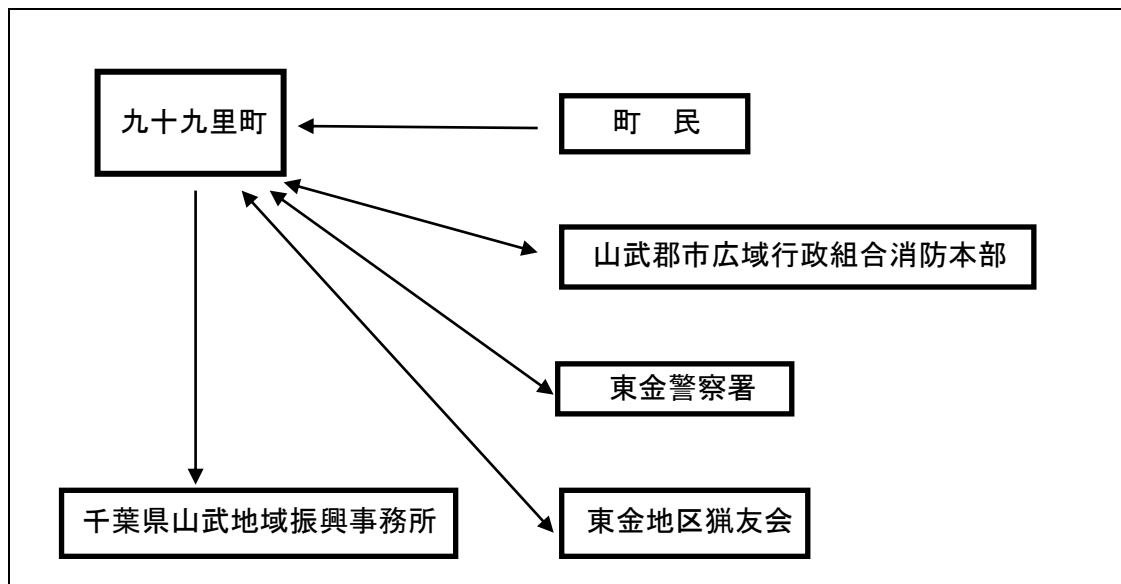
年度	対象鳥獣	取組内容
4年度 ～ 6年度	イノシシ アライグマ ハクビシン タヌキ キョン カラス等鳥類	有害鳥獣による被害軽減のため、町内の耕作放棄地の解消や、農作物残渣の除去などを行い生息環境管理を行う。  また、住民自らが自己防衛意識を高め、有害鳥獣が出没しない環境づくりを目指す。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
東金警察署	地域の安全を確保するために情報の提供、収集
山武郡市広域行政組合消防本部	生命、身体被害に対する処置
東金地区猟友会	捕獲や追払い作業
千葉県山武地域振興事務所	捕獲等に関する指導・助言
九十九里町	関係機関との連携・調整

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣については殺処分し、東金市外三市町清掃組合で焼却する。  
アライグマについては、千葉県アライグマ防除計画に基づき処理する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品として不向きなカラス等の鳥類やアライグマ・ハクビシン・タヌキの捕獲実績しかないため、利用促進が困難である。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	—
構成機関の名称	役割
—	—

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	被害対策の取組支援
山武地域野生鳥獣対策連絡協議会	情報の提供・収集
千葉県山武地域振興事務所	捕獲許可、捕獲に係る指導
千葉県山武農業事務所	情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

今後の有害鳥獣による農作物等への被害状況に応じて、鳥獣被害対策実施隊の設置を検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

--

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

近隣市・町・関係機関と情報交換を行いながら連携を図る。  
農業者の被害防止に対する意識の向上を図る。